

介護保険運営協議会の所掌事項

1 介護保険運営協議会の所掌事項

(1) 諮問予定事項

第 7 期（平成 30～32 年度）高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に関する事項

その他諮問が必要な事項

(2) 審議・報告予定事項

地域包括支援センターに係る事項については、地域包括支援センター運営協議会の所掌事項とし、介護保険運営協議会は必要に応じ報告を受ける。

地域密着型サービスに係る事項については、地域密着型サービス運営委員会の所掌事項とし、介護保険運営協議会は必要に応じ報告を受ける。

その他報告が必要な事項